

特 集

刑事と家事：

業務妨害を受けやすい 事件類型に着目して対策を学ぶ

近年、弁護士業務に対する妨害事案が増加し、更に妨害の内容が激化しており、中でも、刑事事件及び家事事件が妨害を受けやすい分野であるということが分かってきました。刑事事件は、犯罪という、いわば紛争の最たるものを引き起こした人の依頼を受けることが多いことから、妨害を受けやすいことが想像されますが、感情的対立が激化しやすい家事事件も危険が多い分野です。

そこで、今回の特集では、刑事事件と家事事件の各分野の取扱経験が豊富な弁護士に、具体的事例を数多く示しながら、事前にどういう点について気をつければ妨害発生の危険性を減らすことができるかという予防策と、妨害が発生したらどうすればいいかという事後の対応策について解説していただきます。

第1部 講演者



Isono Seika

磯野 清華 (61期)

刑事弁護委員会 委員長(講演当時)

【略歴】

2009年～ 刑事弁護委員会
(2018年度～2022年度副委員長、
2023年度及び2024年度委員長)

第2部 講演者



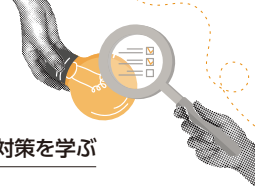
Kanagasaki Emi

金ヶ崎 絵美 (65期)

家事法制に関する委員会 副委員長

【略歴】

2010年3月 大宮法科大学院大学(夜間)修了
2017年4月 十条王子法律事務所 開設(現)
2017年6月 日弁連機関誌「自由と正義」
編集委員(～2021年)
2017年9月～ 東京都北区ひとり親家庭等
法律相談員(現)
2021年4月 NIBEN若手フォーラム 委員長
2022年4月 日本弁護士連合会 常務理事
2023年4月～ 家事法制に関する委員会
副委員長(現)
2023年7月～ 創立100周年記念行事
実行委員会 委員(現)
2024年4月～ 非弁護士取締委員会
副委員長(現)
2025年4月～ 男女共同参画推進二弁本部
副本部長(現)



第1部 刑事事件における業務妨害とその対策

講演者 磯野 清華 会員(前・刑事弁護委員会 委員長) Isono Seika (61期)

私は2023年度に刑事弁護委員会の委員長になってから、いわゆる困難事案、すなわち1人目の弁護人が業務妨害を受けて、裁判所に複数選任の申出や解任の申出をする事案において、2人目の弁護人になったり、解任後の弁護人になったりする事案をよく担当するようになりました。困難事案においては業務妨害が発生しているケースがそれなりにあります。今回は、困難事案も含めて、刑事事件においてはどのような業務妨害があるのか、これらの業務妨害についてどのように対応していけば良いのかについてお話したいと思います。

1 業務妨害の類型

まず刑事事件においてどのような業務妨害の類型があるのかというと、だいたい5つあります。

1つ目は、事件と関係のない要望をたくさんしてくるという類型です。例えば知り合いや家族と連絡を取ってほしいという要望です。これが数人であれば良いのですが10人、15人と連絡をしてほしいと言われるとさすがに困ります。本の差入れの要望も多いです。毎週月曜日にこれ、火曜日にこれを、水曜日はこれを差し入れてほしい、そういうものもあります。

自分の家に行ってほしいという要望も結構あります。ペットの世話をしてほしい、家に洋服があるから、家に入って探して差し入れてほしいというものもあります。

2つ目は攻撃的な言動です。弁護人より上の立場にいたいという方は結構いて、上から目線で話

してきたり、専門用語(隠語)を使ってきたりするというのはよくあります。それ以外にも威圧的な言動などもあります。弁護人に対してセクハラをしてくることもあります。言動だけならまだ良いのですが、それこそ脱いでくれと言ってきたり、反対に本人が脱いでしまったりするということもあります。これも業務妨害と言えます。

3つ目は、頻繁な連絡です。これは在宅の人が多いのですが、事務所にとにかく電話をしてくる。弁護士はいるかと。事務局がいませんと言っても、同じ日に何度も電話を掛けてくるという場合があります。電話だけでなく、アポなしで事務所に来るということもあります。弁護士がいないと怒ることもあります。「何で弁護士がいないんだ、早く出せ。」と。事務の人に、「何だ、お前、今すぐ弁護士に電話しろ、今すぐ来させろ。」と言うこともあります。これはむしろ弁護士への業務妨害というよりも、事務所に対する業務妨害にもなってきます。

4つ目は、結果に対する文句です。執行猶予判決にならなかったときに文句を言われるというケースが多いです。こういう人は接見のときから、「先生、私ね、絶対執行猶予になると思っているんですよ。」と自信満々に言うわけです。私が執行猶予を取れると思っているんだから、あなたの仕事はちゃんと執行猶予を取ることだ。それができないのは弁護人の腕が悪いんじゃないか、自分の人生をどうしてくれるんだと延々と接見で言ってきたり、手紙で送ってきたりします。こういう人は、自分の望む結果しか受け入れられない考えを持っていると思います。

以上の4つの類型は、家族からされることもあります。



最後は懲戒請求です。困難事案において、懲戒請求されることがしばしばあります。懲戒請求されると、全くこちらに非がない、つまり、懲戒にはならないことが明らかであると思われる案件であっても、弁明書を書かなくてはいけないし、その後の手続も色々なくてはいけないので大きな負担になります。弁護士会から配達証明が来て、ああ、たぶん被疑者や被告人からの懲戒請求なんだろうと思うのですが、その弁明書を色々書いていくというのがなかなか疲れる作業です。

2 業務妨害を受けやすい人の傾向

ここからは、こんな人が業務妨害を受けやすいというお話をします。

最初に挙げたいのは、刑事事件の経験が少ない人です。特に新人の方です。新人の方が接見に行つて言われがちなのが、例えば、「先生、毎週月曜日『ジャンプ』入れて。」と言われ、「いや、それはできません。」と言うと、「いや、何を言っているんですか。前の弁護士は入れてくれましたよ。何で先生だけやってくれないんですか。先生だけですよ、そんなこと言うの。」と言われてしまって、「ああ、そうなのかと、そのくらいやるのか。」と思ってしまう。するとそこから毎週月曜日は『ジャンプ』、水曜日は『マガジン』を買わないといけなくなります。

「前の弁護人はやってくれた。」というものに限らず、「同じ房の人は毎日弁護士が接見に来ているし、毎日お金を入れてもらっています。色々な物も入れてもらっています。先生は何でやってくれないんですか。」と他人と比較して言うことがあります。

これを聞いて、「ああ、そうなんだ。」と、「ちょっと知らなかったな、やってあげるか。」というようになると、要求が次第にエスカレートします。弁護人も知らないうちにそれが当然だと思って、

どんどん時間を奪われていってしまって、気付くと被疑者、被告人の言いなりになってしまうというケースがあります。

これに対しての対処方法は、前の人は前の人、私は私、という考えを持つことです。最初に気を許してしまうというか、要望に応じてしまうと、今後ずっとその要望を聞かなくてはいけないということになるわけで、そこはしっかりと線引きをすることが大事です。私は、「毎週『ジャンプ』入れてください。」と言われた場合、「いや、私はやりません。」と言います。「前の先生はやってくれましたよ。」と言われたら、「ああ、そう、じゃあ、前の人に頼めば。」と言ってしまいます。それで文句を言う人はいますが、同じことを2~3回繰り返すと、だんだん言わなくなります。ちなみに私も雑誌を入れるときがありますが、「買えたら買います。毎週月曜日に『ジャンプ』が出る。だけれども、月曜日に『ジャンプ』を買えないかもしれない。もしかしたら買いに行けるのは木曜日かもしれない。でも、木曜日はもう『ジャンプ』は売っていないかもしれない。それでいいんだったら、時間があるとき買って持ってきますよ。」とは言います。

ただし、全ての要望を断れというわけではありません。つまり、何でもかんでも被疑者、被告人の言うことを断り続けていると何が起きるかという、向こうは弁護士に対して敵意しか持たなくなります。何だ、この弁護士は何もやってくれないじゃないかと思うでしょう。このような状態は、今後の弁護方針を考えるに当たって、お互いにとって利益がありません。

なお、刑事弁護の経験がある方でも、相手の要求を断るのが苦手な人はこの類型に入ります。

次は人の話を聞かない人です。被疑者、被告人にも言い分は当然、個々の事件であるわけですし、聞いてほしいことがあります。自白事件であってもここだけは絶対に譲れないというところもあります。そういったことに弁護人が耳を傾けないと、



この人は私の言うことを全然聞いてくれないんだ
なと相手が思い、関係が悪化し業務妨害を受ける
ことがあります。

例えば、準抗告や保釈請求でありがちですけど、
通らないのは分かっているけれど、それでもやっ
てほしいという人はいます。それを弁護人が聞いて、
いや、それは絶対無理ですよと言うと、「何だ、
この弁護人は。やる気あるのか。」と思われてしま
います。弁護人がこの案件では絶対に身柄解放
はないだろうなと思ったとしても、それを正面か
ら伝えて、絶対に私は何もやりませんというよう
な態度を取ると、被疑者、被告人が敵意を持ち、
それが先々業務妨害につながるということはあり
ます。

これに対しては、本人と勾留の要件や保釈の要
件について徹底的に議論することが大事です。議
論の結果、それでも本人がやってほしいというの
であれば申立てを行きましょう。しっかりと議論
をすれば、申立てが通らなくても本人は納得しま
す。このプロセスを経なかったために、業務妨害
に遭うケースをしばしば見かけます。

3 業務妨害への対策

ここからは業務妨害への対策というのをお話し
したいと思います。一番大事なことは、当然のこと
ですが弁護活動をしっかり行うことです。被疑
者段階では接見に行くことと身柄解放のための活
動や外部交通の確保です。

接見では、まず事実関係を聞き取る。本人の言
い分をしっかり聞いてあげることです。接見には
できる限り行きましょう。何回も行くと思ひもよ
らぬ事件の背景を聞き出すこともできますし、相
手との信頼関係も築けます。とはいっても時間は
無限にはありませんので、ただ闇雲に接見に行く
のではなく、今日はこれを話すという明確な目的
を持つと良いです。そして接見が終わる際には、

次回はいつ来る、それまでに私はこれをやるから
あなたはこれをやる、とお互いに課題を確認する
と良いでしょう。

勾留決定に対する準抗告など身柄解放に向けた
手続を行うことも大事です。準抗告だけではなく
て、接見禁止の一部解除の申出も行いましょう。
親族や友人との面会、この手紙を誰々に渡す、若
しくはこの手紙を被疑者に差し入れることについ
ての一部解除を申し入れる。こういうことも大事
です。

被疑者から、この手紙を誰々に出してくれと言
われるときが結構あると思います。具体的には、
被疑者が、この手紙を全部写して、誰々に見せて
くれという場面です。このような場合、私は本人
に対して、接見禁止の一部解除の申出は自分で
できるのだから、自分でやってくれと言って、ひな
型を渡します。このように本人にできることは、
本人にやってもらい、それによって自分の手を空
ける、空いた手で弁護士にしかできない弁護活動
を行いましょう。

被告人段階では被告人の利益に沿った証拠意見
を出すことです。被告人から弁護士会に苦情が来
る中でしばしば見かけるのは、弁護人が証拠を自
分に全く見せずに全て同意にしたというものがあ
ります。

証人尋問の場面では、事前に被告人から、「先生、
彼にはこれを聞いてくれ。」と言われるときがあ
りますが、事件とあまり関係ないこともあります。
それを聞いてあげるかというのは、個々の弁護人
の判断ではありますが、それを聞いてあげないと、
後でまた色々言うてくることがあります。あの
弁護人は本当に自分のことを考えて弁護してく
れなかったとか。そういうことを言われるのも嫌
でしょうから、可能な限りは聞いてあげればいい
かなと思います。

被疑者、被告人段階を通じて、必ずこれは守っ
た方がよいことは、一度やると言ったら何があっ
てもやるということです。弁護人がこの日に接見
に来ると言ったのに来てくれない、という苦情は



結構あります。もう、行くと言ったら、これは絶対に行く。一度行かないということを覚えてしまうと、また同じことをやってしまうんですね。そうすると、被疑者、被告人にどんどんその攻撃の材料を与えてしまうということになりますので、やると言ったらやりましょう。

また、周囲への相談は積極的にしましょう。まずは事務所の先輩。事務所が刑事事件を全くやっていないのであれば、刑弁教官、修習の同期が良いです。委員会に入っているのであれば委員会の先輩。必ずしも刑事系の委員会でなくても、どんな委員会であっても先輩に相談すると、実はその人は昔、刑事事件をすごくやっていたとか、その人自身はよく分からないけれども、その人の同期に刑事事件をすごく知っている人がいるとか、そういうことがあるので、まずは相談しましょう。

身近にそのような人がいないという方は、刑事弁護委員会にぜひ相談しに来てください。人権課に電話をいただいて、こんなことで悩んでいるというご相談をいただくと、それが刑事弁護委員会の委員長や嘱託の元に来ます。そして、委員長から電話するときもありますし、嘱託や事務局からお電話するときもありますので、とにかくまずは相談するのが大事です。

とにかく悩みは1人で抱えないようにしましょう。問題の芽は小さいうちに摘むのがとても大事です。大きくなってから何とかするというのは極めて難しい。小さいうちに、1人で抱えずに、誰か周りに相談をしましょう。

国選の場合は解任を求めるとか、複数選任を求めるとことも検討するべきです。この点について先日、裁判所と意見交換をしました。そこで感じたのは、問題が小さいときはまだ全然相談がなくて、もうにっちもさっちもいなくなってから裁判所に解任を求めるケースが多いということです。こういうことも事前に、周囲や刑事弁護委員会に相談していただければ、解任を申し立てるまでの問題にならない可能性もありますし、場合によっては刑事弁護委員会から複数選任のアドバイスをしたり、刑事弁護委員会の中で2人目の候補者を出したりすることもあります。私も、昨年度に1件、今年度は2件、そういう相談をいただいて、裁判所との間で複数選任の申出をして、複数選任の2人目になったことはあります。裁判所のスタンスとして、基本的に解任はしてくれないので、複数選任を求めていくというのが良いと思います。

やり取りを何でも証拠化するというのも大事です。何のために証拠化するかというと、将来懲





戒請求が来るかもしれない、業務妨害が来るかもしれないというための証拠化です。例えば、実際に業務妨害が起きて、弁護士業務妨害対策委員会に相談するとなったときも、やはり委員会としても、どんなことが起きたのかということを、証拠がある方が把握しやすいです。懲戒請求されたときも、「そんなこと私、言われていません。むしろ彼はこんなむちゃくちゃな要求をしているんですよ。」ということが証拠に残っていると、判断する方も判断しやすいというのがあります。

言った言わないの水掛け論というのはよくありがちですが、それはできるだけ防ぐというのが大事です。当然、向こうから来た手紙は取っておくし、こちらから送る手紙は控えを残しておく、接見の際はひたすらメモを取る、そういったことも必要かと思います。

また、癖のある方との打合せの場所については工夫が必要です。恐らく打合せの場所を自分の事務所にする人が多いと思いますが、私は自分の事務所以外で行うことが結構あります。なぜかというと、自分の事務所に来てもらおうと、こちらのタイミングで本人に帰ってもらおうのが難しいからです。外で会うならば、自分がその場を離れることで打合せを終えることができます。

私がよく使うのは、弁護士会の面談室です。ただとても癖のある人だと、弁護士会にも迷惑が掛かってしまうので、場合によっては大きなホテルのラウンジなど隣と隣のテーブルがすごく離れていて、小さい声で話せば周りに聞こえないところも使います。

この点は弁護士会で打合せをしてその人がすごく騒いでしまったとき、そういう場面を見られたくない弁護士の方も当然いらっしゃるでしょうから、個別にご判断いただきたいです。

家族へお願いできることはお願いしましょう。つまり役割分担です。弁護人は、事件に関することはもちろんやります。反対に、日々の差し入れとか、日常生活の困り事、そういったものは家族でやってくださいというふうに役割を分けること

で弁護人の負担が相当減ります。

ここまで対策を話しましたが、そうはいっても、どんな人が対応してもだめな場合があります。つまり、私も困難事案で業務妨害されたことは何回もあります。もう最後は諦めるしかないです。ここで大事なことは、自分で抱え込まないことです。自分のせいだと思つと、良いことは何もないです。もう諦める、これが大事です。ただ、諦めるとしても、弁護活動はしっかり行いましょう。弁護人の役割に注力するというのはとても大事だと思います。弁護人の役割は刑事手続において、被疑者、被告人の利益を最大限に図ることです。本人が留置所で生活しやすいようにすることは本質的な役割ではないので、できる範囲で行うべきと私は考えています。このことを被疑者や被告人に言うと、最初は文句を言われます。しかし弁護活動をしっかりしていると、何も言われなくなります。

毎日接見に来られないことを伝えることもあります。毎日接見に行く必要のある事件もありますが、そうではない事件もあります。ただ、毎日接見に行かないとしても数日おきには接見に行きましょう。どうしても時間がないときでも「ごめん、今日は時間がないからすぐ帰るよ。でも次回はいついつ来るからね。それまでにこれとこれをやって、その報告をしに来るね。」とごく短時間でも良いので接見に行きましょう。メリハリをつけて接見を行うことも大事です。

最後になりますが、皆さんにお伝えしたいのは、毅然とした態度を取ることです。色々な要求をされたとしても、それはやりますと、なぜならこうだから。でもこれはやりません、なぜかという弁護士活動に関係ないから。というふうに、しっかり切り分けをするということです。それこそ接見室でいすを投げられても、「いすを投げても別に何も変わらないんだから、ちゃんと事件の話しましょうよ。」と私は言います。

とはいえ、弁護活動を振り返るというのは極め



て大事で、自分の弁護活動に問題がなかったかと振り返るのはすごく大事です。いつも皆さんに心に留めてほしいのは、この事件で、自分が被疑者、被告人から懲戒請求をされて、全く問題ありませんと胸を張って反論できるぐらいまで弁護活動をやっていますかということです。刑事弁護委員会には、よく被疑者、被告人の方から、個々の弁護人に対する弁護活動の不満のお手紙が来るんですけども、半分ぐらいは弁護人に問題は全くありません。ただ、残りの半分ぐらいは、その手紙の内容を前提とすると、もうちょっと接見に行つてあげればいいのになとか、もうちょっと本人と色々話せばいいのになというのがあります。

そして業務妨害を受けそうになる、それから実際に受けたという場合には、刑事弁護委員会もそうですけれども、弁護士業務妨害対策委員会にも当然これは相談してください。相談するということは恥ずかしいことはありません。むしろ相談される側としては、ああ、相談に来てくれてありがとうございますと思います。業務妨害に至る事案は、相談しない間にどんどん問題が大きくなっていきます。できるだけ早く関係委員会や関係者が間に入ることによって、問題を小さくすることができるはずですので、できるだけ早く相談していただきたいと思います。

第2部 家事事件における業務妨害とその対策

—— 講演者 金ヶ崎 絵美 (家事法制に関する委員会 副委員長) Kanagasaki Emi (65期) ——



家事事件の特徴

家事事件が業務妨害を受けやすい原因の一つとして、感情的な対立や主張が多いという性質があります。

主に離婚のことを話しますが、相続もそうですね。家族は長い付き合いなので、今までのことが全て出てきて、合理的な話ができず感情的に対立する。そこに突然、弁護士が入ってきて、何で弁護士が出てきたんだと、感情的な対立に巻き込まれる側面があります。受任通知を送っただけで、何で本人同士で話をさせてくれないんだ、弁護士が入れ知恵をしているに違いないなどと言われることもあります。

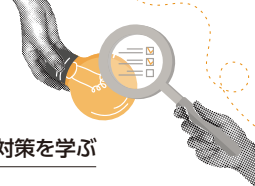
また、法律論だけでは、依頼者や関係者に納得してもらえない側面があることも原因の一つで

す。離婚や親権が決まっても、感情的に、どうしても、いつまでも納得できないことがあります。法律的なことよりも、相手方がひどいということを主張してほしいといった要望もあります。調停手続等が終了しても、感情的なわだかまりが残り鬱積していることがあります。



身体に関する深刻な事案

身体に関する深刻なものとして、男性弁護士が、調停不成立後、妻子との面会を要求して事務所に来た出刃包丁を持った相手方から灯油をまかれて火をつけられそうになった事案、女性弁護士が、第1審の離婚訴訟終了後、控訴した夫からの要求を拒否したところ、事務所前の廊下で、包丁の柄



の部分により頸部や腕などを殴打された事案、男性弁護士が、過去の事件の依頼側関係者から、遺産がどうなったかと言われ、約1年後、事務所で刺し身包丁により腹部や手などを刺された事案、その他多数の事案があります。

2010年には、横浜と秋田において、いずれも男性弁護士が、家事事件の相手方から、刃物により刺殺された事件もありました。

これを読んで、家事事件をやめようとは思わないでください。そうではなく、こういうことが起きないためにはどうしたらよいか、妨害されたときはどう対応したらよいかということを考えます。

業務妨害の事案では、事前に火種みたいなものが出てることがあります。小さな不満がある日突然爆発することがあるので、業務妨害の火種となり得る事象につき、小さなトラブルも含めて広く検討し、妨害の予防方法と対処方法を検討します。

相手方からの妨害行為： 電話等による弁護士への妨害

まず、相手方から「すぐ電話しろ、回答しろよ、メールに返事をしろよ！ 本人と話をさせろ！」といった電話がなされるケースです。強い口調で言われると本当に怖い。私はそんなに弱い人間ではないですが、冷や汗が出るし、震えることもあります。

感情的な相手方には、感情的な対応はしないこと。先日「お前、名前何だっけ。何だこいつ。」と言われたので、名前を答えたところ、「何だよ、読めねえよ。」と言われました。その瞬間、すごく失礼ですよ、と言いたくなりましたが、まずは抑える。横に流し、言わせておく。自身が感情的にならないことが大切です。

見方を変えると、相手方が感情的に話をしているときは、事案において良い聞き取りができるこ

とがあります。相手方にとって何が不満かということも分かります。「子供を連れて行って、何だよお前。」みたいな感じであると、子供が大切であることなどが分かり、そういうことも考えながら冷静な姿勢・態度で接することです。

話し方、言葉遣いは丁寧にすることも意識しましょう。弁護士からひどいことを言われたと、一言だけ切り取られることがあります。依頼者にはもちろん、相手方に対しても、言葉遣いは丁寧にした方がよいです。後々懲戒請求や紛議調停など、色々なことが起きるかもしれないので、攻撃的な相手方との電話は録音もしておきましょう。

電話で協議するときは、あらかじめ話し合う日時を決めた方がよいと思います。いきなりかかってきた電話で話を始めると、相手方のペースになってしまうためです。また、協議の日程を先にするなど、時間を置くことにより、ヒートアップした感情を抑えてもらうこともできます。

夜遅い時間帯の協議は、お酒を飲んでいることもあるので控えた方がよいです。企業法務に取り組んでいる弁護士からは、依頼者には深夜にメールをすると信頼されるといった話を聞かれますが、これとは状況が異なりますね。

話し合いができない相手方とは、書面でのやりとりをする方法も有効です。調停を通してのみ話すことにするのもよいと思います。

相手方からの妨害行為： 直接対面する場合の注意事項

攻撃的・妨害的な相手方との直接面談は、できれば控えた方がよいですが、面談をしなければならないときの留意点について話します。

場所については、弁護士会館、裁判所の待合室など、ある程度周りに人がいるところの方がよいと思います。

面談の方法については、できればドアを背にして座り、凶器になる物をテーブル等の身近なところ



ろに置かないようにします。ガラス製の物、花瓶、カッターナイフ、はさみなどです。法律事務所の面談室には、ガラス製の花瓶が置かれ、絵が掛かっていることがありますよね。絵を取られて投げられたら危険なので、そういう場所でない方がよいです。カッターやはさみが入っている筆記用具等も、机の上に置かないようにしましょう。

一人での面談は危険なので、できるだけ複数の弁護士で対応するとよいです。

攻撃的な相手方と、相手方の自宅等、相手方の支配領域で会うことは、絶対にNGです。

相手方からの妨害行為： 電話等による事務員への妨害

事務員への妨害もあります。弁護士に対する話し方と、事務員に対する話し方が全然違う人がいます。「弁護士を電話に出させろ！ 弁護士は絶対いるはずだ。居留守を使っているだろ。」みたいな感じです。「お前の名前は何だ？」と、事務員の名前を聞かれることもあります。

事務員がすごく恐ろしい思いをしていることもあるので、攻撃的な電話がかかってきたときの対応マニュアルの作成等、事務所の体制整備をすることが必要です。

色々聞かれた場合には「お電話でのお答えをしないように言われておりますので失礼いたします。」などと言うとよいでしょう。攻撃的な相手方に対して事務員の名前を伝える必要もなく、「私の名前はお伝えしないことになっております。」ということでよいと思います。

弁護士の所在を回答しないことが必要なケースがあります。事務員が、攻撃的な相手方に弁護士の所在を話した場合、弁護士の所在や時間帯が分かると、狙われることがあるかもしれません。「弁護士の所在等に関する回答はいたしかねます。」など、こういう場合にこれは話さない、ということとは共有した方がよいです。

事務員に対して、妨害の危険がある相手方について情報共有しておくことも重要です。事務員からも、おかしい電話があった場合などは、必ず情報共有するように伝え、認識を共有しておくのがよいと思います。

身体に危険を及ぼすおそれのある 妨害行為:事務所における妨害

身体に危険を及ぼすおそれのある妨害行為について話します。

①「これから事務所に行くぞ!」という段階

まずは、相手方が来てしまいそうな段階でどうするかです。

事務所の入り口ドアは常時施錠しましょう。施錠すると、心理的ハードルが高いとか、開放されていない事務所と考えることもあるようですが、物理的セキュリティと、弁護士の基本姿勢（ハードルを低くする）は別物です。

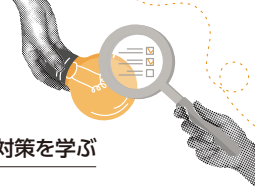
来訪者にはインターホンを押してもらい、テレビモニターで様子を確認してから開けるようにしましょう。防犯カメラの設置も望ましく、「防犯カメラ作動中」という表示と一緒に設置をしておくと、抑止効果が高まります。

隣のテナントとの付き合いやコミュニケーションを取っておいた方がリスクが減少できるとの事例もあります。

業務妨害の発生前には、何かしら予兆があることが多いとされています。急に事務所の周りを徘徊し出した、脅し文句の質が変わった、妨害行為がエスカレートしたようなときには特に注意が必要で、その予兆を見逃さないことが大切です。

②「事務所に来たぞ。ドアを開けて話をさせろ!」という段階

事務所に来てしまい、退去を求めても応じず、「ドアを開けて話をさせろ!」と事務所の外で騒



いでいる段階では、事務所に入らせる前に、迷わず警察を呼んだ方がよいと思います。このときは、スマートフォン等で相手方の行動を録画するようにしましょう。

110番緊急通報登録システムなどを利用して、自身の住所、電話番号、危険の内容などを事前に警察に伝えておくことにより、110番した瞬間につながわせて、対応してくれる仕組みもあります。

③「事務所に入れたぞ。弁護士を出せ!」という段階

事務所に入ってきてしまい、「弁護士を出せ!」と言われていた段階では、とにかく「逃げる」「通報する」ことが重要です。事務員に対しても、まずは「逃げる」「通報する」ことを伝えましょう。防犯グッズがありますよね。私も持っていますが、実際には、たぶん使えないと思います。持っていることで安心材料にはなりますが、これで戦おうとすると、逆に防犯グッズを奪われるなどして状況を悪化させることがあります。「さすまた」も、使い方が難しく、これも時間を稼ぎ逃げるための1つの手段であって、戦う手段ではありません。使うのであれば、その取り扱いを事前に確認しておく必要があります。

防犯ブザーを大音量で鳴らし、警備会社のボタンを押すこと。ブザーもいくつか置いておくとういいます。

非常口や窓から脱出するなど、脱出経路も事前に確認しておきましょう。脱出できない場合は、施錠できる部屋に逃げ込むというのもあります。時間稼ぎですね。常に携帯電話をポケットに入れておいて、どこかに逃げ込めば、そこから110番して待つこともできます。避難訓練みたいなもので、普段から防衛策を考えておくとういいます。

強引に入ってくるような相手方に、話せば分かってくれると思うのは危険ですが、話をしなければならない場合には、カウンターテーブル等を挟むとういいます。立ち話など何もない状況でいると、万が一にも刺されてしまうかもしれません。

何かを間に置くことは必要です。

緊急時の具体的な対応や110番通報マニュアル等を、事務所内で共有すること、最寄りの警察署、交番、警備会社、管理会社、管理事務所など、必要な電話番号を見やすい場所に表示しておくこと、玄関以外の退路を確保しておくこと、防犯ブザーを複数用意すること、できれば警備会社と契約して、ボタン等で通報できるようにすること、玄関に受付カウンターを置くなど妨害者が室内に入った場合を想定して物理的な対応を施すことなど、この機会に、足りないところがあれば補っていただきたいと思います。

裁判所(調停等)における妨害行為

「事務所には入れなかったが、弁護士ではなく本人にも恨みがあるから、調停において他の手段を検討するぞ!」というケースを想定して、裁判所(調停等)における妨害行為への対応について話します。期日に絶対来るのが分かっているため、調停期日で待ち伏せをされ、妨害行為をされる可能性があります。

危険な相手方の場合、そもそも調停に行くかどうか、慎重に考えた方がよいです。ウェブ調停もだいぶできるようになっており、電話調停も必要があればできますので、裁判所に状況を説明し、裁判所に行かない方法をとれないか、検討をしましょう。

依頼者に対する待ち伏せリスクがある場合は、待合室や1階ロビーなど、分かりやすい場所での待ち合わせは避けることも必要です。

裁判所と相談して、控室を別の階にする、出頭時間を別の時間にすることや、進行に関する照会回答書を利用することにより、裁判所と状況を共有することも大切です。

帰るときの時間帯やルートにも注意しましょう。DV等の危険がある場合は、相手方が調停室



に入っている間に先に帰らせてもらうことがあります。親族や探偵などが追跡や待ち伏せしていることもあるので、帰るルートをしっかりと検討することも必要です。

控室に、友人や探偵が、当事者のふりをしていることがあります。控室では、依頼者の方と色々話しますよね。以前、調停後に、知らない方から私に依頼したいとの連絡がありました。理由を聞くと、私が控室で話している内容を聞き、自分も依頼したくなったということでした。何を言いたいかというと、控室では、他者が、アドバイスの内容や、私の名前等を含めてよく聞いているということです。控室では、他者に聞かれて困る話をすべきでなく、特に住所等を秘匿している事案では、居場所が特定できることは絶対言わないようにする必要があります。

調停では、弁護士が相手方本人と直接話をするよう提案されることもあります。本当に危険な相手方とは、直接対面をしない方がよいときがあります。

また、調停で書面を提出する場合は、不必要に相手方の感情を逆なでする表現を使わない方がよいです。例えば、親権を争っているときに、親として失格だなど、感情を逆なでするような表現を見ることがあります。事実を摘示して評価することは大切ですが、書面を見た相手方がどういう感情になるであろうか意識して、表現方法について振り返ってみるとよいと思います。

証人尋問や審問等のために、当事者が法廷で話をしなければならない場合は、遮蔽やビデオリンク等の措置を求めることがあります。



依頼者からの妨害行為

次に、依頼者からの妨害行為について話します。冒頭で述べた通り、家事事件の特徴として、感情的な対立や主張が多く、法律論だけでは納得して

もらえないことがあります。弁護士は、離婚原因で争うことが難しいため、早期に終わりにした方がよいと考えていても、依頼者は、もっと色々な主張をしたいし、相手方より高みに立ちたいと考えているなど、根本的な考え方に違いがあることが多くあります。

弁護士は、いわゆる合理的な解決を考えることが多いですが、家事事件において合理的な解決ができていたら、交渉や調停は、もっとスムーズに進むはず。合理的な解決ができないから紛争になるのであり、弁護士の考えと、依頼者の意向に齟齬があると、その掛け違いが大きくなっていて、あるときドンと爆発する。齟齬に気づかず進めていると、小さな「掛け違い」が次第に大きくなり、予期せず依頼者との間でトラブルが発生することがあります。

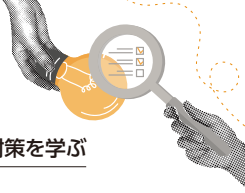


依頼者からの妨害行為:依頼者との信頼関係に関わるトラブル

依頼者から「私の話、聞いてくれているんですか！ 全然分かってくれない。親身な弁護士じゃないんですか？」などと言われてトラブルになるケースがあります。

傾聴は弁護士である以上当然すべきことです。意外と聞けないことがあります。感情的な話を聞くことが苦しいこともあり、そんなに怒らなくてもいいのになど、聞いていると疲れることもあると思います。

ただ、そこはやっぱり、聞かなければいけないところです。1時間と決めたら、その時間は傾聴する。共感して、依頼者の立場に寄り添って、依頼者の本当の目的や希望は何であろうと考えながら理解する。合理的な解決の視点は置いておき、とにかく聞くことは重要です。法律的判断に関わらない周辺事情も、極端に取捨選択しないで聞いていると、重要な事実が出てくることもあります。特に、忙しいときほど、聞くことを意識する必要



があります。

依頼者の価値観、嗜好、生き方等を否定しないことも重要です。当然と思うのですが、子育ての仕方、お金の使い方、相手方に対する言い方や考え方などを聞いていると、注意や提案をしたくなることもあります。ただ、伝えて変えられないところは否定しないことだと思います。

依頼者の感情を理解することは重要ですが、感情移入し過ぎず、ほどよい距離感を保つことも重要です。感情的な方と話していると自分も感情的になるなど思うことはあります。相手方の代理人が感情的な表現で書いてくると、こちらを書きたくないこともあり、努めて冷静にと意識することは大切です。

法律上「できないこと」の説明方法（共感、話し方等）にも注意が必要です。依頼者から、できないことを要求されることは多いです。法律上離婚は仕方ないとしても、やっぱり離婚はしたくない、財産分与は2分の1と説明しても、私のものは私のものと言われることなどです。

これに対しては、裁判では難しいことなどを説明する必要がありますが、この説明の仕方が大切です。「もう無理無理。判決は離婚になるから諦めましょう。」「財産分与はこうなる決まりなんです。」など、言い方にもよりますが、紋切り型で、頭ごなしに伝え、「親身に聞いてくれない。分かってくれない。」となります。「気持ちはすごく分かるんだけど、でもやっぱり裁判の基準だとこうなってしまうんですね。」など、できないことの説明は、心情に寄り添いながら丁寧にするという意識を持つことが大切だと思います。

依頼者からの妨害行為・依頼事項の進め方等に関わるトラブル

依頼者から「迅速に仕事をしてくれない、すぐに返事をくれない。」などと言われてトラブルになるケースがあります。

家事事件は委任の範囲が難しいです。例えば、離婚訴訟で依頼を受けた案件において、準備書面等の対応をすればよいと思っていたところ、窓口が代理人になっているため、親子交流の交渉や立会い等も行うことがあります。親子交流の調整は大変で時間もかかり、弁護士が一生懸命やっても依頼者に伝わらないことがあります。

どこまでのことを、どのような方法で進めるか、委任の範囲・方法・スケジュール感等を、丁寧に説明することが大切です。調停の期日が入らず、訴訟も長期化する傾向にあるなど、交渉や調停が迅速に進まない状況等も説明するとよいと思います。

メールやLINEなどで、テンポよく何度もやりとりすることを希望される場合がありますが、これを繰り返していると、お互いストレスがたまり、意向が十分に伝わらないことがあります。それよりも、定期的に依頼者と話し合いをする日時を設けて、そのときに話をした方がよいことがあります。依頼者の生活や性格に応じて、無理のない打合せ方法等を検討することは、依頼事項の進め方等にかかるトラブルをなくすために大切です。

依頼者からの妨害行為：依頼内容に関わるトラブル

依頼者から「離婚のこと分かっているんですか？」などと言われてトラブルになるケースがあります。離婚案件は勉強しなくても、調停をすれば何とかなるといった感覚で取り組むのではなく、基礎知識をしっかりと確認しましょうという話です。

調停の待合室で依頼者と話すときに、「離婚をしたとき、私の戸籍や子どもの氏はどうなりますか？」「会社の保険はどうなりますか？」「年金分割の手続は？」「児童手当の受給者変更の手続は？」「ひとり親手当は別居中でももらえますか？」など色々聞かれることがあります。これら



は、依頼者にとって大切で関心のあるところですが、代理人が理解していないと、「離婚のことを分かっているんですか？」という感じになります。離婚案件を甘く考えることなく、周辺の基礎知識も含めて勉強したうえで取り組むことは大切です。

依頼者からの妨害行為： 辞任する際のトラブル

色々積み重なり、「先生のことは全く信頼できず、恨みしかありません。」などと言われ、トラブルになるケースがあります。こちらも辞めたいという気持ちになると思いますが、辞める際にも注意が必要です。

業務妨害対策としては、依頼者から逆恨みの対象になり、信頼関係を維持できないときには、事件から身を引くことを検討するものとされています。他方で、弁護士職務基本規程43条の解説には、依頼者との信頼関係が失われた場合でも、直ちに辞任するのではなくて、信頼関係の回復に向けて可能な限りの努力をすべきであると記載されています。

本当は辞めてほしくないと思っている依頼者もいて、弁護士が何らの努力もせず「辞任します。」と言うと、依頼者からすると納得できず、トラブルになるケースがあります。辞めるときにも、依頼者の状況を確認しながら注意することが必要です。

依頼者からの妨害行為： 過誤があった際のトラブル

「慰謝料請求を先生に依頼した後、3年の時効が満了してしまいました（弁護士の過誤）。謝ってください！ 1000万円支払ったら、懲戒請求をしませんよ。」などと言われてトラブルになるケー

スがあります。間違ってしまったときは過誤を認め、ごめんなさいと謝るしかなく、その範囲での責任は取るべきであると思います。

ただ、業務妨害として問題となるのは、そこに付け込まれることがあることです。こういうときに、自分だけで解決しようとして依頼者の不当な要求を受け入れると、更に要求をエスカレートさせてしまうおそれがあります。そのため、他の弁護士や、弁護士業務妨害対策委員会等に相談し、代理人として別の弁護士に対応を依頼することなどを検討する必要があります。

依頼者に対する妨害行為： DV被害者への妨害行為

依頼者に対する妨害行為について話します。

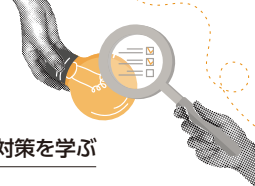
DV加害者が、「相手方が弁護士に依頼したら、相手方の行方が分からなくなった。話せば分かるはずだ。何としてでも居場所を突き止めるぞ。」としているケースでは、依頼者であるDV被害者を守る必要があります。

DV案件においては、依頼者に、配偶者暴力相談支援センター（シェルターの案内や、行政・福祉サービスを受けるための支援をしている）との連携や、警察署等の連携を図るようアドバイスするとよいです。

事案によっては、保護命令（接近禁止命令等）や、ストーカー規制法に基づく手続についてアドバイスをすることもあります。

依頼者に対する妨害行為：住所を 秘匿する者に対する妨害行為

「どうしても相手方の居場所を突き止めたい。調停の資料等を見て突き止められないか。」など、秘匿情報を知ろうとする者に対して、依頼者の情報を守ることが重要なケースがあります。



住所秘匿案件において、住所を漏洩してしまうと、依頼者との間でもトラブルになりますので、細心の注意が必要です。案件ファイルに、秘匿案件と記載し、事務員にも共有するほか、居住地、勤務先など、どこまでが当該依頼者において知られたくない情報であるかを確認して情報管理をすることが必要です。

住所を秘匿したいときには、調停申立書、委任状、その他調停において裁判所に提出する書類には、住所の記載をしないことです。委任状も閲覧の対象になるため注意が必要で、同居時の住所を書くこともあります。非開示希望申出書を提出しても、裁判所の判断によって閲覧される可能性もあるので、相手方に漏れることにより危険が生じるものは提出しないことを徹底するのがよいと思います。

見落としがちなのが、源泉徴収票（下の方に就労先の記載がある）、学校の通知書（学校名の記載がある）、年金分割のための情報通知書（現住所の記載がある）です。秘匿情報の部分を黒塗りにして提出することがありますが、これも事務員と共有し、資料を提出するときには、最終チェックをした方がよいと思います。住所、氏名等の秘匿制度の利用をすることもあります。

子のプレゼントや荷物にGPSが付けられていることがあるため、気にしている依頼者に、GPS探知機の購入を勧めることもあります。

SNSやインターネット上での妨害行為

SNSやインターネット上での妨害行為に悩まされることがあると思います。合理的な理由なく、相手方から、「弁護士への対応がひどかったから、ブログ、『2ちゃんねる』、『Googleマップ』、『X』に悪口を書いたぞ。」とされるケースや、依頼者から、「依頼した弁護士が、話を聞かず、親身でなく、仕事も遅く、離婚のことも分かっていない

ため、依頼をしない方がよいとの書き込みをした。」とされるケース等です。

誹謗中傷に関する証拠を保全したうえで、オンライン手続での削除請求、送信防止措置依頼書による削除請求、裁判上の削除請求・損害賠償請求をするなど、名誉毀損など権利侵害がなされているときには、これらの手続を取ることができますが、権利侵害がなされているとは言えないコメントや評価への対応は難しいところがあります。

書き込みをした相手方を特定できれば、内容証明郵便等を送り、削除を求める方法もありますが、そのことが更に書き込まれ、コメントを助長させ、更に注目を集めることもあります。そのため、削除等を求めるときには、悪い感情が残る書き込み直後ではなく、タイミングを意識する必要があります。

インターネット等への書き込みについては「相手にしない（無視する）」「静観する」「放置する」ことの方が、より実害がなく事態が収束すること多いとされています。書かれた方は気になりますが、他者にとってはそうでもなく、案件数や依頼内容に影響しないこともあるので、状況にもよりますが、不必要に気にしないことも大切だと思います。

根本的な解決ではないですが、依頼者等から、良いクチコミを書いてもらうよう意識することもありと思います。良いことが書いてあるところに悪いことを書く気にはならないですね。悪いことが書かれているところは、その逆です。良いコメントを励みにするのもよいと思います。

濫用的懲戒請求による妨害行為

親権や親子交流などをめぐり、業務妨害的な懲戒請求をされた場合の対応について話します。精神的に辛いところがあると思いますが、まずは、弁明書を提出し、粛々と主張立証を行うことです。

できれば一人で抱え込まず、知り合いの弁護士に弁明書を見てもらったり、代理人に就いてもらったりするとよいです。

不当な懲戒請求を繰り返してくる場合、不法行為に基づく損害賠償を請求することも検討できます。もっとも、かえって火に油を注ぐこともあるので、ケース・バイ・ケースになりますが、明らかに濫用的な内容の請求については、毅然と対応し、気にし過ぎないように心掛けることも大切です。

政治・政策的意図のある妨害行為

近時、家族法が改正され、共同親権が導入されましたが、共同親権に対する賛否や子の監護のあり方等に関して様々な議論がなされています。

初回相談等を利用して、この弁護士はどういう考え方を持っているのかということを調べに来る方もいるので、馴染みのない相談等の際は、自身の相談以外の目的を持っているかもしれないことを念頭に置く必要があります。

悪いクチコミなども、初回相談や、知らない人が書くことが多いと思います。特定の言葉だけが切り取られて録音公開されることもあるので、表現にも気をつけた方がよいです。

もっとも、色々気をつけるべきと申し上げていますが、やはり個々の案件や主張において、「萎縮」してはいけません。弁護士である以上、「こうした方がよい」などしっかり大事なアドバイスをしているわけですので、決して萎縮をする必要はないと思います。

業務妨害がなされたときの対応と心構え

最後に、業務妨害がなされたときの対応と心構えについてです。お伝えしたことを意識されると、変わるところもあると思いますが、どんなに注意しても、頑張っても、予期しない業務妨害に遭い、窮地に陥ることはあります。

そのときには、「自分が悪かった」と必要以上に自分を追い込まないことです。落ち度を責められ、一人で挽回しようとする、かえって状況が悪化することがあります。冷静になって具体的な対応を検討すること、信頼できる弁護士に相談や依頼をすること、弁護士業務妨害対策委員会や相談窓口等を利用することも重要です。

そして、何より「メンタル」を大切にしましょう。一つのことを気にして悩んでいると、他にも影響してしまいます。落ち込まない、気にしない、見ない、萎縮しないなどということが大切です。弁護士として、決して業務妨害に屈することなく、強くやっつけていかないといけないので、特に自分に非がないときには、必要以上に落ち込まないように心掛けるとよいと思います。

NF

